

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p>令和7年6月25日</p> <p>栃木県知事 福田 富一 様</p> <p>提出者 住 所 栃木県足利市梁田町610 氏 名 日本理化学薬品株式会社 足利工場 工場長 前泊 和彦 電話番号 0284-71-2181</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	日本理化学薬品株式会社 足利工場
事業場の所在地	栃木県足利市梁田町610ばんち
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1651 医薬品原薬製造業
②事業の規模	売上 27億5千万円/年
③従業員数	70人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		

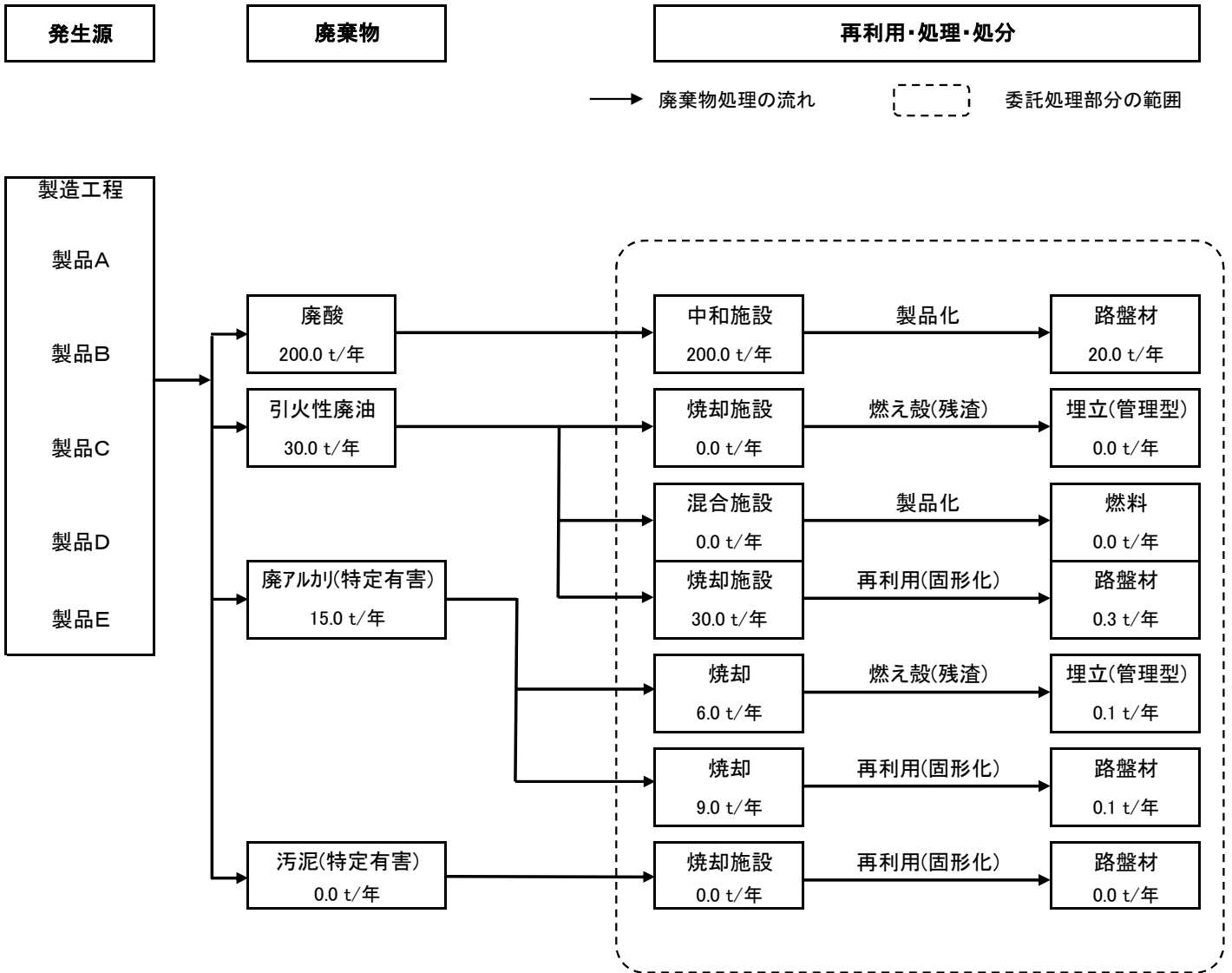
## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	153.64	t
	(今後実施する予定の取組等) 継続して電子マニフェストシステムを利用していく		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



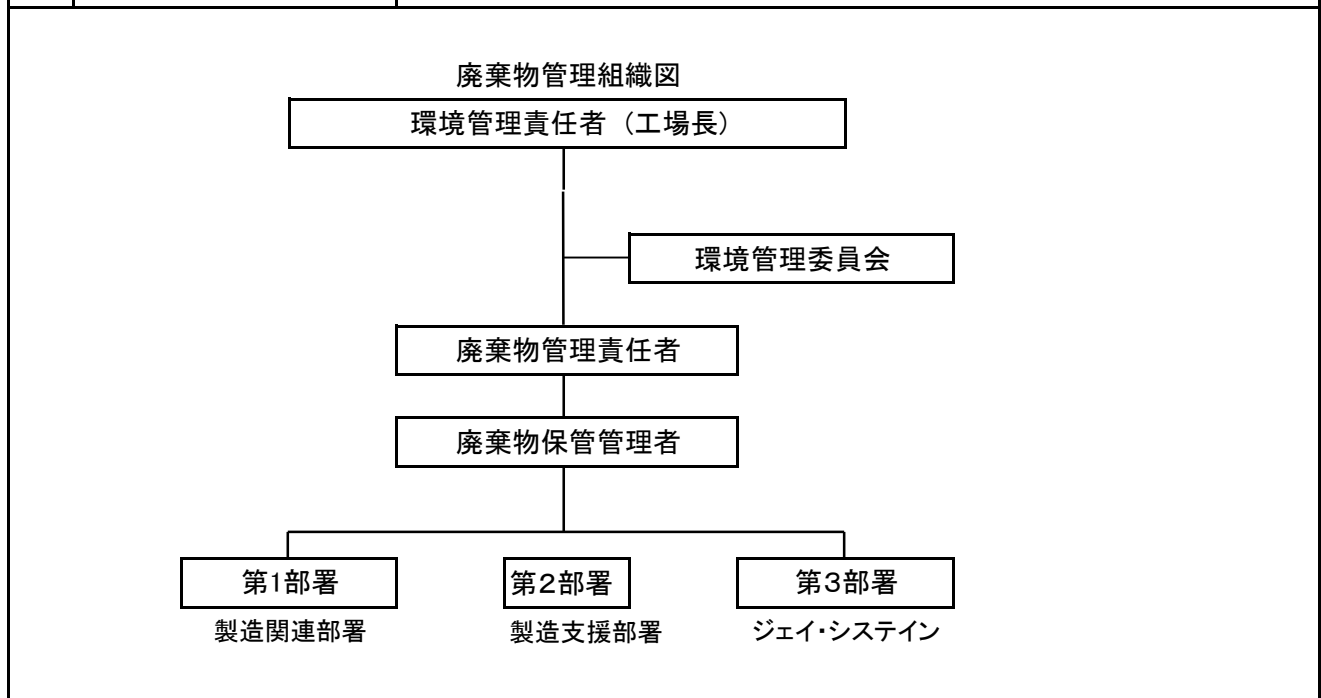
廃棄物処理フロー図（現状）

別紙2

< 産業廃棄物の処理に関わる管理体制に関する事項 >

管理体制図

統括責任者		所 属： 足利工場	職 名： 工場長
廃棄物管理責任者		組織名： 保全課(第2部署)	職 名：
廃棄物保管管理者		保全課 2名	
役 割	環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境改善活動(ISO14001)にともなう廃棄物処理に関する検討</li> <li>廃棄物の発生量の抑制、中間処理、再生利用の推進を目的とした計画と検討</li> <li>委員長(EMR): 工場長、各部署長、環境委員</li> <li>事務局: 環境管理事務局長、環境管理事務局員</li> </ul>	
	統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物処理方針の策定</li> <li>○ 廃棄物委託契約書の締結</li> <li>○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定</li> </ul>	
	廃棄物管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境管理委員会の開催</li> <li>○ 廃棄物管理手順書の制・改訂の承認</li> <li>○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定</li> </ul>	
	廃棄物保管管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物処理計画の作成</li> <li>○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>○ 廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握</li> <li>○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理</li> <li>○ 委託契約の作成</li> <li>○ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の公布・管理</li> <li>○ 廃棄物の保管・排出管理</li> <li>○ 監督庁への各種報告</li> <li>○ 社員、関連会社に対する教育・啓発</li> <li>○ その他関係する事項</li> </ul>	





## &lt; 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 &gt;

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
有機性汚泥	汚泥可溶化の開発と運用、工場廃水負荷の低減	排水処理経路改善による脱水汚泥発生量削減
無機汚泥		
廃溶剤	精製工程の改善検討と実施、溶剤の使用量の低減	廃溶剤の再利用による排出量の抑制
廃酸		排水処理による排出抑制
廃プラスチック	廃プラスチックの再生利用者への販売	
木屑	木製パレットからプラスチックパレットへの変更	
ガラス屑		

## &lt; 産業廃棄物の分別に関する事項 &gt;

	分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	今後実施する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組
有機性汚泥		
無機汚泥		
廃溶剤		
廃酸	肥料添加物としての利用	
廃プラスチック	硬質と軟質、塩ビ系とPP系の分別	
木屑		
ガラス屑	リサイクル可能な廃棄物の分別保管	

## &lt; 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 &gt;

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
有機性汚泥		
無機汚泥		
廃溶剤	精製工程の改善検討と実施	
廃酸	希釈、中和作業の検討	
廃プラスチック	部分再利用のための分別保管場所の設置	
木屑		
ガラス屑		

## &lt; 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 &gt;

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
有機性汚泥	排水汚泥の脱水処理	
無機汚泥		
廃溶剤		
廃酸		
廃プラスチック		
木屑		プラスチック製パレットへの移行推進
ガラス屑		

別紙4

< 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 >

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
有機性汚泥		
無機汚泥		
廃溶剤		
廃酸		
廃プラスチック		
木屑		
ガラス屑		

< 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 >

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
有機性汚泥		
無機汚泥		
廃溶剤		引火性廃油の品質向上の検討
廃酸		
廃プラスチック		
木屑		
ガラス屑		